

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
（届出書提出期限の特例） 第三条 法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。 一 四（略） 五 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第十四条の十四の二第一項第一号において同じ。）において売買を行うこととなるもの （有価証券通知書） 第四条（略） 2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一 内国会社 イ（略） ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の	（届出書提出期限の特例） 第三条 法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。 一 四（略） （新設） （有価証券通知書） 第四条（略） 2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一 内国会社 イ（略） ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定が

決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。））。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは優先出資法第六條第一項に規定する行政庁の認可（以下「行政庁の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二條に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ（略）

二（略）

3・4（略）

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十四條の十四の二 法第二十三條の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

あつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。））。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第六條第一項に規定する行政庁の認可（以下「行政庁の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二條に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ（略）

二（略）

3・4（略）

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十四條の十四の二 法第二十三條の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 取引所金融商品市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等（<u>法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。</u>）を行う場合 当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法 二・三 （略） 2・3 （略）	一 取引所金融商品市場（<u>法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。</u>）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等（<u>同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。</u>）を行う場合 当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法 二・三 （略） 2・3 （略）
--	---

○ 台繼五按排の匯帳と匯するに關する (昭和四十八年大藏省令第五号)

改 正 案	現 行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (23) (略) (23－2) 第三者割当の場合の特記事項 第三者割当（第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。）の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この様式において「株券等」という。）の募集又は売出しを行う場合に記載すること。 <u>なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行の態様から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの（例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの）を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。</u> (23－3) ～ (56) (57) コーポレート・ガバナンスの状況 a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券（ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。 (a) ～ (d) (略) (e) 提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。 i ～ iii (略) iv 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下このivにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下このivにおいて「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、i からiiiまでに準じて記載すること。この場合、iiにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、iiに規定する「大きい順の30銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。 b ～ h (略) (58) ～ (87) (略)	第二号様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (23) (略) (23－2) 第三者割当の場合の特記事項 第三者割当（第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。）の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この様式において「株券等」という。）の募集又は売出しを行う場合に記載すること。 (23－3) ～ (56) (57) コーポレート・ガバナンスの状況 a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券（ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。 (a) ～ (d) (略) (e) 提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。 i ～ iii (略) iv 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下このivにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下このivにおいて「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）が保有する特定投資株式について、会社ごとに区分して、i からiiiまでに準じて記載すること。この場合、iiにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、iiに規定する「大きい順の30銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。 b ～ h (略) (58) ～ (87) (略)